

議案第28号 小松島市立武道館条例の一部を改正する条例について

小松島市立武道館条例(平成4年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行								改正後(案)								備考	
別表(第4条関係)								別表(第4条関係)								改正	
時間区分 使用区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～午後9時	超過時間 1時間ま でごとに		時間区分 使用区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～午後9時	超過時間 1時間ま でごとに			
全 面 使 用	武道 入場料 の類を 用しない 場合	電気を使 用しない 場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			1,200	1,600	1,800	3,200	5,000	400	1,350	1,800	2,000	3,600	5,600	450			
	用 す る 場 合	電気を使 用する場 合	1時間につき1,050円を加算する。							1時間につき1,200円を加算する。							
			入場料の類を徴 収する場合	12,600	16,800	18,900	33,600	52,500	4,200	13,860	18,480	20,790	36,960	57,750	4,620		
武道 以外の 利用する 場合	その他の目的に 利用する場合	18,900	25,200	28,350	50,400	78,750	6,300	20,790	27,720	31,190	55,440	86,630	6,930				
に 使 用 す る 場 合	営利又は営業の ための宣伝を目 的とみなす場合	47,250	63,000	70,880	126,000	196,880	15,750	51,980	69,300	77,970	138,600	216,570	17,330				
に 使 用 す る 場 合	営利又は営業の ための宣伝を目 的とみなす場合																

部分 使用	床面の3分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)	使用 する 場 合						
	床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)							
	床面の3分の1を超え3分の2以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)							
会議室	1時間530円		部分 使用	床面の2分の1以下を使用する場合	全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)		会議室	1時間600円	
備考			備考						
<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。 			<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。 						